

豊かな森づくり推進事業補助金

概要

本市において国庫補助事業で施行した造林事業に対して、森林所有者の負担軽減のため、市及び道が一体となって支援します。

対象者

本市において、国庫補助事業で造林事業を実施した森林所有者

対象事業／対象経費

国庫補助事業で実施した造林

補助率(上限など)

全体事業費の26%
(道16%、市10%)
ただし、一部の区域では全体事業費の22%の場合あり
(道13.5%、市8.5%)

その他

旭川市森林経営計画に認定された森林が国庫補助事業(造林)の対象となります。
詳細は、旭川市森林組合(0166-36-4268)にお問い合わせください。